

新城市農業委員会だより

た はた



第30号

令和4年1月20日発行  
新城市農業委員会  
〒441-1392  
新城市字東入船115番地  
TEL 23-7632/FAX 23-7047

# 新城市ホームページ内に『新規就農サイト』を開設

新城市で農業を始めたい方、農地を買ったり、借りたりしたい方、新城の農業や空き農地情報、観光や住宅情報をみることができます



まずは来てみりん

- ★新城市の魅力を発信する観光情報



暮らしてみりん

- ★新城市の暮らしの情報
- ★新城市の住宅情報



新規就農してみりん  
(専業農家)

- ★新規就農希望者向けイベントの情報
- ★新城市の農業情報



アグリチャレンジ新城  
新規就農まるごと情報サイト



新規就農してみりん  
(兼業農家)

- ★兼業農家のすすめ
- ★農業塾
- ★空き農地情報



アグリチャレンジ新城  
新規就農まるごと情報サイト

農業従事者の高齢化等により管理ができなくなった農地の相談を受け付けています。その中で、売却や貸付意向のある農地の情報を公開し、広く受け手を探しています。

農業を始めたい方の相談受付中(新規就農相談)

◆お問い合わせ◆

新城市役所産業振興部農業課(農業振興対策室) 電話: 0536-23-7632

# 新城 あっちこっち

市内あっちこっちの、  
珍しい話、自慢したい話、  
紹介したい話を  
農業委員・推進委員が  
紹介します！



## 体験を通じて農業・食育を学ぶ



新城市は、学校・家庭・地域が共同で地域づくりを行う『共育』を推進しています。

舟着小学校では、地域の方々の協力を得ながら、校内にあるブドウ棚での巨峰の栽培、地域の水田での田植え・稲刈り、学童農園でのサツマイモ掘り等の農業体験をして、『食育』も同時に取り組んでいます。農作物の成長過程を観察し、栽培の大変さ、収穫する喜び、食べた時の感動、家に帰って家族へ報告した時の反応等、農業を通して様々な刺激を受けることができます。

子どもの頃から農業に触れる機会があることで、将来、少しでも農業に興味を示し、地域の農地を守っていこうとする子に育つことを期待しています。

新城市は菌床しいたけの栽培が盛んで、県内一の生産量です。平成21年度農林水産省の林業構造改革事業の採択により、農林業公社しんしろと農協を窓口として、当初は10軒の農家からスタートし、現在は、17軒の農家等で栽培しており、出荷金額も1億円を突破しています。収穫時期が10月頃から翌年の3月頃の秋冬季になるので、トマト農家やお茶農家、米作農家などが端境期に栽培する農作物として用いられています。



## 菌床しいたけの栽培



新城市などの中山間地域の農作物として農業の変革に対応し、栽培農家の皆さんは頑張っています。冬季の収穫は暖房の効いたハウス内の作業なので体に優しく、清潔でお年寄りの方でも楽しく作業をしています。市民の皆さん、冬の鍋料理などで新城の菌床しいたけをご堪能ください。



## 無農薬有機農業に取り組むご夫婦



4年前に標高550メートルの作手地区に移住し、無農薬有機農業を始められた木下夫妻をご紹介します。

現在は、休耕田等を借り80aの面積でいろいろな野菜を露地栽培されています。販路の開拓や除草作業の大変さ等手間のかかる有機農業ですが、次世代のために残したいという強い思いもあり今後は10a程増やすように頑張っておられる若いご夫婦です。

国においては、昨年5月に「みどりの食料システム戦略」が発表され、2050年までに有機農業取組面積を100万haに拡大、化学農薬50%低減、化学肥料30%低減等が目標として掲げられていますが、戦略が絵に描いた餅にならないことを望みます。

## 農林業公社しんしろが『愛知農業賞(担い手育成部門)』を受賞しました。

公益財団法人愛知県農業振興基金の愛知農業賞は、愛知県の農業・農村の振興に尽力し他の模範となる方に対して贈られる賞で、去る12月3日にJAあいちビルにて表彰式が執り行われました。

公益財団法人農林業公社しんしろは、地域の課題である農業者の高齢化と過疎化による担い手不足を解消するため、新規就農希望者の研修受入先となり、地域外の若者も積極的に受け入れ、独自の研修（先輩農家の下で栽培実習、座学や機械実習等）を行っています。その他、農地や空きハウスの斡旋等新規就農に必要な多面的支援を行うことにより地域農業の担い手育成に大きく貢献されたことが評価されました。



## 農地の貸し借りは法手続きが必要です！

農地を耕作目的で貸借する場合は、農地法や農業経営基盤強化促進法等に基づく正式な手続きが必要です。手続きをすることで、農地の貸し手借り手のお互いの権利が保障されます。

### ① 農地法第3条による農地の貸借

農地を耕作目的で所有権移転や貸し借りをを行う場合には、農業委員会の許可が必要です。許可基準をもとに審査をします。

### ② 農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業法による利用権設定

有償（物納含む）で貸し借りをする「賃貸借」と、無償で貸し借りをする「使用貸借」の2種類があり、契約期間含め当事者間の意向により決めることができます。契約期間が終了すれば自動的に貸し手に返還されるため、安心して農地を貸すことができます。

**なお、「利用権設定」による貸借の場合は、農地法第3条の許可要件のひとつである「下限面積」の制限はありません。貸借であるなら小規模な面積から農業が始められます。**

※「下限面積」とは、農地法第3条の許可（農地を農地として取得する許可）を受ける際、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

## あなたの農地は大丈夫ですか？

農地の管理がされておらず、地域や近隣の方から不安の声や苦情が増えています。管理をせずに放置しておくと、雑草が生い茂り、害虫の発生や有害鳥獣の棲息地となったり、周辺の生活環境にも影響を及ぼしますので、農地の適正な管理をお願いします。

## 農業者年金に加入しませんか？

### 加入要件 〈下記のすべてに該当する方〉

- ◆ 年齢が60歳未満の方
- ◆ 国民年金の第1号被保険者  
(ただし保険料納付免除者でないこと)
- ◆ 年間60日以上農業に従事する方

### 農業者年金 6つのポイント

- ① 積立て方式で安心
- ② 加入・脱退も自由
- ③ 保険料は全額社会保険料控除
- ④ 保険料はいつでも変更できる
- ⑤ 農業の担い手には保険料補助  
(※一定の条件があります)
- ⑥ 終身年金 80歳まで死亡一時金あり



## 令和4年から農業者年金制度が変わります！

- ① 35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、保険料の納付下限額が令和4年1月1日より2万円から1万円に引き下げられました。
- ② 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。  
※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象(令和4年4月1日より適用)
- ③ 農業者年金の加入可能年齢の上限が65歳までに引き上げられます。ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限ります。  
(令和4年5月1日より適用)

### 加入のきっかけは？

……就農するときに説明があり、国民年金だけでは将来に不安があったため、経営が安定したら入りたいと思っていた。

### 加入の魅力は？

……認定農業者になったので補助が受けられる。節税対策にもなる。



加入者の声  
(30代・男性)

加入のお申し込みは、お近くのJA窓口でお願いします。詳しくは、

## 全国農業新聞を購読しませんか

分かりやすい農業・農政の解説、地域の暮らしと話題が満載です。

■発行／全国農業会議所 月4回 毎週金曜日発行

■月額／700円、年8,400円(税込)

購読のお申し込みは新城市農業委員会事務局までご連絡ください。

